

令和4年度

地方公務員の退職状況等調査

総務省
自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室

目 次

調査要領	1
------------	---

第 1 調査結果（全体）

（１）令和 4 年度離職者数

退職状況等調査結果のポイント	7
第 1 表 職種別事由別離職者数	8
第 2 表 定年年齢別定年退職者数	9
第 3 表 早期退職募集制度による退職者の年齢	10
第 4 表 勧奨退職者の年齢	11
第 5 表 普通退職者（在職期間の通算を伴う退職者等を除く）の年齢	12
第 6 表 早期退職募集制度の実施状況等	14
第 7 表 勧奨退職の実施状況等	14

（２）令和 3 年度離職者の再就職状況

第 8 表 定年退職者の再就職状況	16
第 9 表 勧奨退職者の再就職状況	18

第 2 調査結果（団体区分別）

（１）令和 4 年度離職者の事由別離職者数

第 10 表 【都道府県】事由別離職者数	22
第 11 表 【指定都市】事由別離職者数	23

（２）令和 3 年度離職者の再就職状況

第 12 表 【都道府県】定年退職者の再就職状況	26
第 13 表 【指定都市】定年退職者の再就職状況	27
第 14 表 【都道府県】勧奨退職者の再就職状況	28
第 15 表 【指定都市】勧奨退職者の再就職状況	29

調査要領

1 調査目的

本調査は、地方公務員の退職状況等に係る実態を把握することにより、地方公務員の高齢対策に資することを目的とする。

2 調査対象団体

都道府県、指定都市、市（指定都市を除く。以下同じ。）、特別区、町村、一部事務組合及び広域連合。

3 調査対象職員

調査対象職員は、調査対象団体に属する一般職の地方公務員（会計年度任用職員、臨時的任用職員、再任用職員、法律により任期の定めのある職員、大学の学長及び部局長を除く。以下「職員」という。）である。

4 区分

（１）職種

ア 一般行政職

税務職、海事職、研究職、医療職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職及び警察職以外の職をいうものであること。

イ 税務職

国の税務職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

ウ 海事職

国の海事職俸給表（一）又は（二）のいずれかの適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

エ 研究職

国の研究職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

オ 医療職

国の医療職俸給表（一）、（二）又は（三）のいずれかの適用を受ける者に相当する職員及び獣医師（獣医師としての資格を有し、保健所、家畜保健衛生所等において現実に獣医師として本来の業務に従事している職員に限る。）（企業職の職員は除く。）をいうものであること。

カ 福祉職

国の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

キ 消防職

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 11 条第 1 項に規定する消防職員及び同法第 19 条第 1 項に規定する消防団員（常勤の職員に限る。）をいうものであること。
なお、消防組織がない市町村において、専ら消防事務に従事し、消防費に係る予算から給与が支給されている者の数は含まれないものとする。

ク 企業職

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号に規定する職員をいうものであること。

ケ 技能労務職

国の行政職俸給表（二）の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

コ 教育職

次の①から⑤までのいずれかに該当する者をいうものであること。

- ① 国の教育職俸給表（一）の適用を受ける者に相当する職員（したがって、一般職員のうちの教務職員（昭和 32 年人事院指令 9-56 第 1 項第 1 号に規定する者に準ずる職員）が含まれる。）
- ② 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 136 号）第 1 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「旧給与法」という。）別表第 6 の教育職俸給表（二）の適用を受ける者（人事院規則 9-2-48 による改正前の人事院規則 9-2（以下「旧規則」という。）第 9 条第 2 号及び第 3 号に規定する者を除く。）に相当する職員及び特別支援学校・専修学校・各種学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員
- ③ 旧給与法別表第 6 の教育職俸給表（三）の適用を受ける者に相当する職（枠外教員を含む。）（特別支援学校で教育に従事する職員を除く。）
- ④ 国の教育職俸給表（二）の適用を受ける者（旧規則 9-2 第 10 条の 2 第 1 号に規定する者に限る。）に相当する職員
- ⑤ 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 2 条第 5 項に規定する指導主事（充て指導主事を除く。）及び社会教育主事

サ 警察職

国の公安職俸給表（一）の適用を受ける者に相当する職員をいうものであること。

(2) 団体区分

- ① 「市・特別区」とは、市及び特別区の合計であること。
- ② 「一部事務組合等」とは、一部事務組合及び広域連合をいうものであること。

5 留意事項

(1) 第1表関係

- ① 令和4年度中に地方公共団体を離職した者（再任用職員を除く。）の状況を調査しているものであること。
- ② 「定年退職」には、勤務延長後に退職した職員の数が含まれているものであること。
- ③ 「早期退職募集制度による退職」とは、任命権者が、年齢別人員構成の適正化を通じた組織活力の維持等を目的として、退職手当に関する条例に基づき、年齢、職位、勤務部署等の条件を示して退職希望者を募集し、これに応募した当該職員が退職することをいう。
- ④ 「勧奨退職」とは、任命権者が、人事管理上の目的から職員に対して退職を勧奨し、これに応じて当該職員が退職することをいう。

なお、本調査でいう勧奨退職は、以下の要件を満たすものである。

- 退職手当に関する条例（団体が加入する退職手当組合の条例を含む。以下同じ。）に基づき、割増した退職手当（自己都合退職に比し高い支給率を適用した手当又は退職手当の算定の基礎となる給料月額に加算した手当）が支給されているものであること。
 - 任命権者が退職勧奨を行った事実について、人事委員会規則等に基づく記録が作成されているものであること。
- ⑤ 「普通退職」とは、定年退職、勧奨退職、早期退職募集制度による退職、分限免職、懲戒免職、失職及び死亡退職のいずれの事由にも該当しないで離職することをいう。例えば、自己都合による退職、⑥の在職期間の通算を伴う退職等のほか、いわゆる諭旨免職による離職などがある。
 - ⑥ 「在職期間の通算を伴う退職等」とは、⑤の普通退職のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していた者が、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

(2) 第2表から第5表関係

- ① 令和4年度中に定年退職、早期退職募集制度による退職、勧奨退職又は普通退職した者について、退職時の年齢を職種別年齢階級別に調査しているものであること。
- ② 定年退職、早期退職募集制度による退職及び勧奨退職の定義については、(1)第1表関係②、③及び④と同じであること。普通退職の定義については、(1)第1表関係⑤のうち、⑥の在職期間の通算を伴う退職等を除くものであること。

(3) 第6表及び第7表関係

- ① 「早期退職募集を行っている団体」及び「勧奨退職を行っている団体」について、その基準等を調査しているものであること。
- ② 各基準等については、複数回答が可能であること。
- ③ 任命権者により基準等が異なる場合については、首長部局における基準等が回答されているものであること。

(4) 第8表及び第9表関係

- ① 地方公務員法（以下「地公法」という。）とは、令和5年4月に施行された「地方公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）」の改正前のものを指している。
- ② 令和3年度中に定年又は勧奨退職した職員のうち、令和3年度中において再就職した者（令和4年4月1日時点に引き続いてその職にあった場合に限る。）及び令和4年度中において再就職した者について、各団体が知り得たものの状況を、離職前に従事していた職種及び再就職後の職等に着目して調査しているものであること。
- ③ 「法第28条の4」には、地公法第28条の4の規定に基づき再任用された者の数が計上されているものであること。
- ④ 「法第28条の5」には、地公法第28条の5の規定に基づき再任用された者の数が計上されているものであること。
- ⑤ 「法第3条第3項第3号」には、地公法第3条第3項第3号に規定されている特別職の嘱託員等に採用された者の数が計上されているものであること。
- ⑥ 「法第22条の3第1項・第4項」には、地公法第22条の3第1項・第4項の規定に基づき臨時的に任用された者の数が計上されているものであること。
- ⑦ 「他の地方公共団体」には、当該地方公共団体以外の地方公共団体に採用された者の数が計上されているものであること。

また、「うち法第28条の6」には、地公法第28条の6の規定に基づき当該地方公共団体以外の地方公共団体に再任用された者の数が内数として計上されているものであること。

- ⑧ 「地方独立行政法人」には、地方独立行政法人に再就職した者の数が計上されているものであること。
- ⑨ 「地方三公社」には、地方三公社（地方住宅供給公社法に基づき設立された地方住宅供給公社、地方道路公社法に基づき設立された地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社）に再就職した者の数が計上されているものであること。
- ⑩ 「非営利法人」には、非営利法人（公益法人、協同組合、共済組合、労働組合など）に再就職した者の数が計上されているものであること。

また、「うち出資あり」には、当該団体が出資している法人に再就職した者の数が内数として計上されているものであること。

- ⑪ 「営利法人」には、営利法人（会社法に基づく法人、相互会社、信用金庫など）に再就職した者の数が計上されているものであること。

また、「うち出資あり」には、当該団体が出資している法人に再就職した者の数が内数として計上されているものであること。

⑫「自営業」には、自家営業者として就いた者の数が計上されているものであること。

（５）調査結果（団体区分別）第 10 表及び第 11 表関係

令和４年度中に地方公共団体を離職した者（再任用職員を除く。）の状況を都道府県及び指定都市の団体ごとに集計しているものであること。

（６）調査結果（団体区分別）第 12 表から第 15 表関係

令和３年度中に定年又は勧奨退職した職員のうち、令和３年度中において再就職した者（令和４年４月１日時点に引き続いてその職にあった場合に限る。）及び令和４年度中において再就職した者について、各団体が知り得たものの状況を、離職前に従事していた職種及び再就職後の職等に着眼して都道府県及び指定都市の団体ごとに集計しているものであること。

第 1 調査結果（全体）

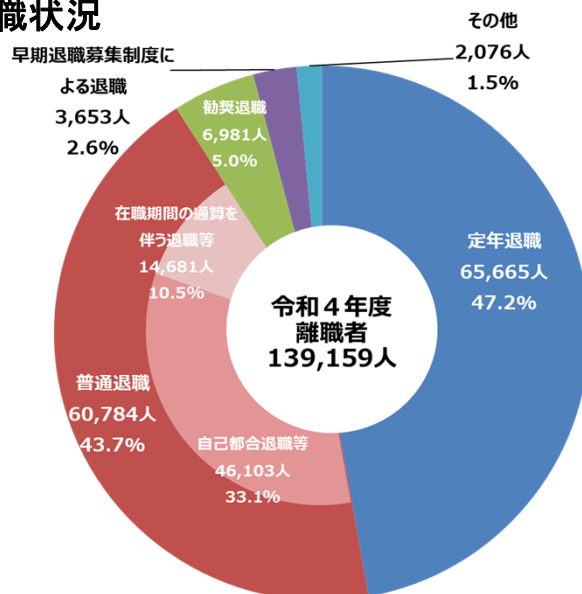
（1）令和 4 年度離職者数

- 退職状況等調査結果のポイント
- 第 1 表 職種別事由別離職者数
- 第 2 表 定年年齢別定年退職者数
- 第 3 表 早期退職募集制度による退職者の年齢
- 第 4 表 勧奨退職者の年齢
- 第 5 表 普通退職者（在職期間の通算を伴う退職者等を除く）の年齢
- 第 6 表 早期退職募集制度の実施状況等
- 第 7 表 勧奨退職の実施状況等

退職状況等調査結果のポイント

- 令和4年度の離職者数は139,159人で、令和3年度の129,713人と比べて増加している（前年度比7.3%増）。
 - 定年退職者数は65,665人で、前年度の67,207人と比べて減少している。
 - 普通退職者数は60,784人で、前年度の49,767人と比べて大きく増加している。
普通退職者のうち在職期間の通算を伴う退職者等を除いた普通退職者数は、46,103人で、前年度の40,899人と比べて大きく増加している（前年度比12.7%増）。
- ※在職期間の通算を伴う退職者等も大きく増加しているが、これは、病院業務が地方独立行政法人に移行された団体があるためである。

1 令和4年度の離職状況



（注1）普通退職：自己都合退職や在職通算期間の通算を伴う退職等、他の区分のいずれにも該当しないもの

（注2）在職期間の通算を伴う退職等：任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて他の地方公共団体等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合等

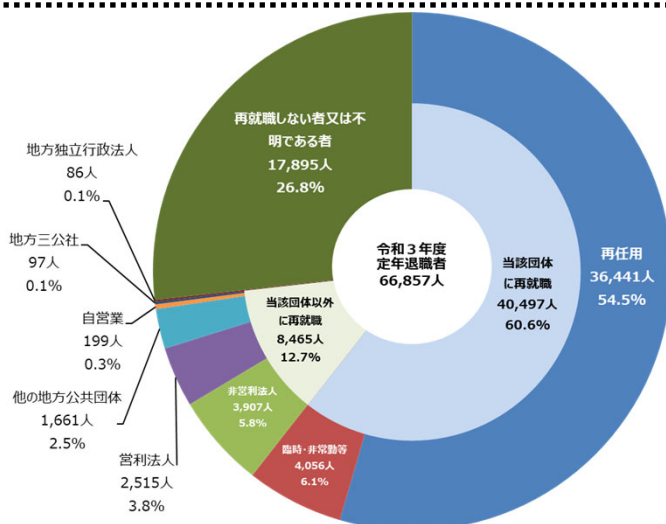
（注3）その他：分限免職、懲戒免職、失職及び死亡退職

2 普通退職者数（在職期間の通算を伴う退職者等を除く）の対前年度比較

職種	令和3年度実績	令和4年度実績	対前年度増減数	対前年度増減率
全職種	40,899	46,103	5,204	12.7%
うち一般行政職	10,500	12,501	2,001	19.1%

3 令和3年度定年退職者の再就職状況

令和3年度定年退職者 66,857人
うち、再任用 36,441人（54.5%）、臨時・非常勤等 4,056人（6.1%）



（注）臨時・非常勤等：法第3条第3項第3号に規定されている嘱託員や臨時非常勤の顧問等に採用された者、法第22条の3第1項又は第4項の規定に基づき臨時的に任用された者等

第1表 職種別事由別離職者数（令和4年度離職者）

（単位：人，％）

区 分		離職者数 合計	定年退職	勤務延長後 の退職	早期退職 募集制度 による退職	勸奨退職	普通退職	在職期間の 通算を伴う 退職等	分限免職	懲戒免職	失 職	死亡退職
一般行政職	都道府県	12,450	7,202	79	383	797	3,855	768	8	31	1	173
	指定都市	4,010	2,166	1	242	142	1,354	203	7	12	2	85
	市・特別区	17,103	7,871	26	722	1,219	6,951	1,011	12	44	9	275
	町村	4,653	1,732	9	182	247	2,384	283	9	24	2	73
	一部事務組合等	559	230	2	9	20	258	36	19	3	12	8
	計 (構成比)	38,775 (100.0%)	19,201 (49.5%)	117 (0.3%)	1,538 (4.0%)	2,425 (6.3%)	14,802 (38.2%)	2,301 (5.9%)	55 (0.1%)	114 (0.3%)	26 (0.1%)	614 (1.6%)
税務職	都道府県	615	418	5	25	50	112	5		1		9
	指定都市	220	120		21	15	59	1				5
	市・特別区	632	235		27	36	319	33		4		11
	町村	130	28		3	9	89	13				1
	一部事務組合等	2					2	1				
	計 (構成比)	1,599 (100.0%)	801 (50.1%)	5 (0.3%)	76 (4.8%)	110 (6.9%)	581 (36.3%)	53 (3.3%)	0 (0.0%)	5 (0.3%)	0 (0.0%)	26 (1.6%)
海事職	都道府県	75	40	3		3	28	2				4
	指定都市	2	2									
	市・特別区	4	3	1			1					
	町村	14	8	1		1	5					
	一部事務組合等											
	計 (構成比)	95 (100.0%)	53 (55.8%)	5 (5.3%)	0 (0.0%)	4 (4.2%)	34 (35.8%)	2 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (4.2%)
研究職	都道府県	522	351	6	16	20	130	9		1	1	3
	指定都市	8	7				1					
	市・特別区	1	1									
	町村											
	一部事務組合等											
	計 (構成比)	531 (100.0%)	359 (67.6%)	6 (1.1%)	16 (3.0%)	20 (3.8%)	131 (24.7%)	9 (1.7%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)	3 (0.6%)
医療職	都道府県	8,320	605	21	42	111	7,549	6,583				13
	指定都市	708	220	1	18	34	432	25			1	3
	市・特別区	4,913	912	17	113	140	3,698	243	28	2	1	19
	町村	828	222	4	12	23	567	50			1	3
	一部事務組合等	1,406	209	5	15	11	1,157	88	2		2	10
	計 (構成比)	16,175 (100.0%)	2,168 (13.4%)	48 (0.3%)	200 (1.2%)	319 (2.0%)	13,403 (82.9%)	6,989 (43.2%)	30 (0.2%)	2 (0.0%)	5 (0.0%)	48 (0.3%)
福祉職	都道府県	387	129		4	43	203	50		2		6
	指定都市	568	174		48	27	310	16	1			8
	市・特別区	3,425	1,095	2	94	255	1,917	47	42	1		21
	町村	617	139		24	17	434	13				3
	一部事務組合等	107	26			4	47	1	5		24	1
	計 (構成比)	5,104 (100.0%)	1,563 (30.6%)	2 (0.0%)	170 (3.3%)	346 (6.8%)	2,911 (57.0%)	127 (2.5%)	48 (0.9%)	3 (0.1%)	24 (0.5%)	39 (0.8%)
消防職	都道府県	644	322			62	249	8		1		10
	指定都市	1,028	658		35	14	293	10		6	1	21
	市・特別区	1,894	1,024	1	68	84	678	30		15	1	24
	町村	171	52		3	7	109	57				
	一部事務組合等	1,532	755	6	32	70	638	21	2	11		24
	計 (構成比)	5,269 (100.0%)	2,811 (53.3%)	7 (0.1%)	138 (2.6%)	237 (4.5%)	1,967 (37.3%)	126 (2.4%)	2 (0.0%)	33 (0.6%)	2 (0.0%)	79 (1.5%)
企業職	都道府県	3,885	1,024	24	32	266	2,517	145	1	4		41
	指定都市	1,797	801	2	66	48	850	26	1	2	1	28
	市・特別区	5,672	1,218	13	110	136	4,163	237	5	5	1	34
	町村	323	99	1	16	10	195	21	1			2
	一部事務組合等	1,356	276	2	13	20	1,035	94				12
	計 (構成比)	13,033 (100.0%)	3,418 (26.2%)	42 (0.3%)	237 (1.8%)	480 (3.7%)	8,760 (67.2%)	523 (4.0%)	8 (0.1%)	11 (0.1%)	2 (0.0%)	117 (0.9%)
技能労務職	都道府県	624	507		9	25	68	10		3		12
	指定都市	1,245	1,001		47	19	127	1		9		42
	市・特別区	2,682	2,198	2	76	99	262	8	1	2		44
	町村	273	214		6	9	41					3
	一部事務組合等	142	93		2	7	34	4				6
	計 (構成比)	4,966 (100.0%)	4,013 (80.8%)	2 (0.0%)	140 (2.8%)	159 (3.2%)	532 (10.7%)	23 (0.5%)	1 (0.0%)	14 (0.3%)	0 (0.0%)	107 (2.2%)
教育職	都道府県	36,495	23,203		840	2,319	9,715	2,158	4	115	7	292
	指定都市	6,079	3,268	1	215	140	2,384	511	1	21	2	48
	市・特別区	1,467	194		20	19	1,233	824				1
	町村	222	38	1	6	6	171	89		1		
	一部事務組合等	17	5				12	4				
	計 (構成比)	44,280 (100.0%)	26,708 (60.3%)	2 (0.0%)	1,081 (2.4%)	2,484 (5.6%)	13,515 (30.5%)	3,586 (8.1%)	5 (0.0%)	137 (0.3%)	9 (0.0%)	341 (0.8%)
警察職	都道府県	9,332	4,570		57	397	4,148	942	4	28		128
	指定都市											
	市・特別区											
	町村											
	一部事務組合等											
	計 (構成比)	9,332 (100.0%)	4,570 (49.0%)	0 (0.0%)	57 (0.6%)	397 (4.3%)	4,148 (44.4%)	942 (10.1%)	4 (0.0%)	28 (0.3%)	0 (0.0%)	128 (1.4%)
合計	都道府県	73,349	38,371	138	1,408	4,093	28,574	10,680	17	186	9	691
	指定都市	15,665	8,417	5	692	439	5,810	793	10	50	7	240
	市・特別区	37,793	14,751	62	1,230	1,988	19,222	2,433	88	73	12	429
	町村	7,231	2,532	16	252	329	3,995	526	10	25	3	85
	一部事務組合等	5,121	1,594	15	71	132	3,183	249	28	14	38	61
	計 (構成比)	139,159 (100.0%)	65,665 (47.2%)	236 (0.2%)	3,653 (2.6%)	6,981 (5.0%)	60,784 (43.7%)	14,681 (10.5%)	153 (0.1%)	348 (0.3%)	69 (0.0%)	1,506 (1.1%)

※離職者数の合計から「在職期間の通算を伴う退職等」を除いた場合の「定年退職」の構成比（合計）は、52.8%となる。

第2表 定年年齢別定年退職者数（令和4年度離職者）

（単位：人，％）

区 分		定年退職者数 合 計	勤務延長 合 計	60歳	勤務延長	61歳以上 65歳未満	勤務延長	65歳以上	勤務延長
一 般 行 政 職	都道府県	7,202	79	7,188	67	14	12		
	指定都市	2,166	1	2,165		1	1		
	市・特別区	7,871	26	7,844	1	26	25	1	
	町村	1,732	9	1,712		15	9	5	
	一部事務組合等	230	2	224		2	1	4	1
	計	19,201	117	19,133	68	58	48	10	1
	（構成比）	（100.0%）	（0.6%）	（99.6%）	（0.4%）	（0.3%）	（0.2%）	（0.1%）	（0.0%）
税 務 職	都道府県	418	5	417	4	1	1		
	指定都市	120		120					
	市・特別区	235		235					
	町村	28		28					
	一部事務組合等								
	計	801	5	800	4	1	1	0	0
	（構成比）	（100.0%）	（0.6%）	（99.9%）	（0.5%）	（0.1%）	（0.1%）	（0.0%）	（0.0%）
海 事 職	都道府県	40	3	37		3	3		
	指定都市	2		2					
	市・特別区	3	1	2		1	1		
	町村	8	1	6		1		1	1
	一部事務組合等								
	計	53	5	47	0	5	4	1	1
	（構成比）	（100.0%）	（9.4%）	（88.7%）	（0.0%）	（9.4%）	（7.5%）	（1.9%）	（1.9%）
研 究 職	都道府県	351	6	350	5	1	1		
	指定都市	7		7					
	市・特別区	1		1					
	町村								
	一部事務組合等								
	計	359	6	358	5	1	1	0	0
	（構成比）	（100.0%）	（1.7%）	（99.7%）	（1.4%）	（0.3%）	（0.3%）	（0.0%）	（0.0%）
医 療 職	都道府県	605	21	554	1	3	3	48	17
	指定都市	220	1	203				17	1
	市・特別区	912	17	822		2	2	88	15
	町村	222	4	209		3	3	10	1
	一部事務組合等	209	5	190		6	1	13	4
	計	2,168	48	1,978	1	14	9	176	38
	（構成比）	（100.0%）	（2.2%）	（91.2%）	（0.0%）	（0.6%）	（0.4%）	（8.1%）	（1.8%）
福 祉 職	都道府県	129		129					
	指定都市	174		174					
	市・特別区	1,095	2	1,093		2	2		
	町村	139		138				1	
	一部事務組合等	26		25				1	
	計	1,563	2	1,559	0	2	2	2	0
	（構成比）	（100.0%）	（0.1%）	（99.7%）	（0.0%）	（0.1%）	（0.1%）	（0.1%）	（0.0%）
消 防 職	都道府県	322		322					
	指定都市	658		658					
	市・特別区	1,024	1	1,022		2	1		
	町村	52		50				2	
	一部事務組合等	755	6	748		7	6		
	計	2,811	7	2,800	0	9	7	2	0
	（構成比）	（100.0%）	（0.2%）	（99.6%）	（0.0%）	（0.3%）	（0.2%）	（0.1%）	（0.0%）
企 業 職	都道府県	1,024	24	956	4	6	3	62	17
	指定都市	801	2	782				19	2
	市・特別区	1,218	13	1,149		11	7	58	6
	町村	99	1	97				2	1
	一部事務組合等	276	2	253				23	2
	計	3,418	42	3,237	4	17	10	164	28
	（構成比）	（100.0%）	（1.2%）	（94.7%）	（0.1%）	（0.5%）	（0.3%）	（4.8%）	（0.8%）
技 能 労 務 職	都道府県	507		395		111		1	
	指定都市	1,001		975		26			
	市・特別区	2,198	2	2,108		90	2		
	町村	214		203		10		1	
	一部事務組合等	93		92		1			
	計	4,013	2	3,773	0	238	2	2	0
	（構成比）	（100.0%）	（0.0%）	（94.0%）	（0.0%）	（5.9%）	（0.0%）	（0.0%）	（0.0%）
教 育 職	都道府県	23,203		23,196				7	
	指定都市	3,268	1	3,265		1		2	1
	市・特別区	194		189				5	
	町村	38	1	37		1	1		
	一部事務組合等	5		5					
	計	26,708	2	26,692	0	2	1	14	1
	（構成比）	（100.0%）	（0.0%）	（99.9%）	（0.0%）	（0.0%）	（0.0%）	（0.1%）	（0.0%）
警 察 職	都道府県	4,570		4,570					
	指定都市								
	市・特別区								
	町村								
	一部事務組合等								
	計	4,570	0	4,570	0	0	0	0	0
	（構成比）	（100.0%）	（0.0%）	（100.0%）	（0.0%）	（0.0%）	（0.0%）	（0.0%）	（0.0%）
合 計	都道府県	38,371	138	38,114	81	139	23	118	34
	指定都市	8,417	5	8,351		28	1	38	4
	市・特別区	14,751	62	14,465	1	134	40	152	21
	町村	2,532	16	2,480		30	13	22	3
	一部事務組合等	1,594	15	1,537		16	8	41	7
	計	65,665	236	64,947	82	347	85	371	69
	（構成比）	（100.0%）	（0.4%）	（98.9%）	（0.1%）	（0.5%）	（0.1%）	（0.6%）	（0.1%）

第3表 早期退職募集制度による退職者の年齢（令和4年度離職者）

（単位：人，％）

区 分		早期退職募集制度による退職者数合計	40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳以上65歳未満	65歳以上
一般行政職	都道府県	383		53	14	16	21	18	14	26	29	37	60	94	1		
	指定都市	242		28	18	9	12	12	12	17	22	43	37	31	1		
	市・特別区	722		105	40	52	52	48	53	56	63	74	96	82	1		
	町村	182		36	18	7	14	6	15	11	15	15	23	22			
	一部事務組合等	9		1		1			2	2	2		1				
	計	1,538	0	223	90	85	99	84	96	112	131	169	217	229	3	0	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.0%)	(14.5%)	(5.9%)	(5.5%)	(6.4%)	(5.5%)	(6.2%)	(7.3%)	(8.5%)	(11.0%)	(14.1%)	(14.9%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.0%)
税務職	都道府県	25		2	1	1	3	2	1	2	2	3		8			
	指定都市	21			1				2	2	4	1	7	3	1		
	市・特別区	27	1	5	1	1	4	4			1	2	3	5			
	町村	3		1					1			1					
	一部事務組合等																
	計	76	1	8	3	2	7	6	4	4	7	7	10	16	1	0	0
	（構成比）	(100.0%)	(1.3%)	(10.5%)	(3.9%)	(2.6%)	(9.2%)	(7.9%)	(5.3%)	(5.3%)	(9.2%)	(9.2%)	(13.2%)	(21.1%)	(1.3%)	(0.0%)	(0.0%)
海事職	都道府県																
	指定都市																
	市・特別区																
	町村																
	一部事務組合等																
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	（構成比）	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
研究職	都道府県	16		1	2	1	1	2		2	1		4	2			
	指定都市																
	市・特別区																
	町村																
	一部事務組合等																
	計	16	0	1	2	1	1	2	0	2	1	0	4	2	0	0	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.0%)	(6.3%)	(12.5%)	(6.3%)	(6.3%)	(12.5%)	(0.0%)	(12.5%)	(6.3%)	(0.0%)	(25.0%)	(12.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
医療職	都道府県	42		7	3	1	3	2	4	4		4	5	9			
	指定都市	18		1	1	1	2	2	1	1	2	2	1	2	1	1	
	市・特別区	113		17	2	4	3	11	14	11	6	16	15	12		1	1
	町村	12		3					2	1	2	1	1	1		1	
	一部事務組合等	15				2			1	2		2	4	4			
	計	200	0	28	6	8	8	15	22	19	10	25	26	28	1	3	1
	（構成比）	(100.0%)	(0.0%)	(14.0%)	(3.0%)	(4.0%)	(4.0%)	(7.5%)	(11.0%)	(9.5%)	(5.0%)	(12.5%)	(13.0%)	(14.0%)	(0.5%)	(1.5%)	(0.5%)
福祉職	都道府県	4		1		1	1					1					
	指定都市	48		5	3	5	3	6	3	3	6	6		1			
	市・特別区	94		19	7	6	8	4	10	7	11	3	13	6			
	町村	24		6	2	2	2	2	1	4			2	3			
	一部事務組合等																
	計	170	0	31	12	14	14	12	14	14	17	10	21	10	1	0	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.0%)	(18.2%)	(7.1%)	(8.2%)	(8.2%)	(7.1%)	(8.2%)	(8.2%)	(10.0%)	(5.9%)	(12.4%)	(5.9%)	(0.6%)	(0.0%)	(0.0%)
消防職	都道府県																
	指定都市	35		4	3		1	1	1	2	3	3	7	7	3		
	市・特別区	68		9	2	3	5	4	5	4	4	10	9	13			
	町村	3									1		2				
	一部事務組合等	32	1	6	2		6	1	3	4	2	3	1	3			
	計	138	1	19	7	3	12	6	9	10	10	16	19	23	3	0	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.7%)	(13.8%)	(5.1%)	(2.2%)	(8.7%)	(4.3%)	(6.5%)	(7.2%)	(7.2%)	(11.6%)	(13.8%)	(16.7%)	(2.2%)	(0.0%)	(0.0%)
企業職	都道府県	32		7		1	1	4	2	3	2	3	3	6			
	指定都市	66		4	6	2	3	6	4	6	7	6	8	7	6	1	
	市・特別区	110		18	4	3	4	4	12	11	8	9	19	17		1	
	町村	16	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	一部事務組合等	13		1		1		1	2	3		2	2	1			
	計	237	5	31	11	8	9	16	21	24	18	21	33	32	6	2	0
	（構成比）	(100.0%)	(2.1%)	(13.1%)	(4.6%)	(3.4%)	(3.8%)	(6.8%)	(8.9%)	(10.1%)	(7.6%)	(8.9%)	(13.9%)	(13.5%)	(2.5%)	(0.8%)	(0.0%)
技能労務職	都道府県	9		2							1	2		1		3	
	指定都市	47		1			2	3	3	8	6	7	13	4			
	市・特別区	76		7	5	1	3	4	2	10	5	9	14	14	1	1	
	町村	6				1				1	2			1	1		
	一部事務組合等	2									1	1					
	計	140	0	10	5	2	5	7	5	19	15	19	27	20	2	4	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.0%)	(7.1%)	(3.6%)	(1.4%)	(3.6%)	(5.0%)	(3.6%)	(13.6%)	(10.7%)	(13.6%)	(19.3%)	(14.3%)	(1.4%)	(2.9%)	(0.0%)
教育職	都道府県	840		55	19	28	23	38	38	70	80	116	155	218			
	指定都市	215		6	8	8	7	9	12	21	23	29	37	55			
	市・特別区	20		3		3	1	1	3			2	4	3			
	町村	6		1							2		1	2			
	一部事務組合等																
	計	1,081	0	65	27	39	31	48	53	91	105	147	197	278	0	0	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.0%)	(6.0%)	(2.5%)	(3.6%)	(2.9%)	(4.4%)	(4.9%)	(8.4%)	(9.7%)	(13.6%)	(18.2%)	(25.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
警察職	都道府県	57		6	2	2	1	1	2	5	6	6	9	17			
	指定都市																
	市・特別区																
	町村																
	一部事務組合等																
	計	57	0	6	2	2	1	1	2	5	6	6	9	17	0	0	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.0%)	(10.5%)	(3.5%)	(3.5%)	(1.8%)	(1.8%)	(3.5%)	(8.8%)	(10.5%)	(10.5%)	(15.8%)	(29.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合計	都道府県	1,408		134	41	51	54	67	61	112	121	172	236	355	1	3	
	指定都市	692		49	40	25	30	39	38	60	73	97	116	110	13	2	
	市・特別区	1,230	1	183	61	73	80	80	99	99	98	125	173	152	2	3	1
	町村	252	5	48	21	11	17	9	20	18	23	18	30	30	1	1	
	一部事務組合等	71	1	8	2	4	6	2	8	11	5	8	8	8			
	計	3,653	7	422	165	164	187	197	226	300	320	420	563	655	17	9	1
	（構成比）	(100.0%)	(0.2%)	(11.6%)	(4.5%)	(4.5%)	(5.1%)	(5.4%)	(6.2%)	(8.2%)	(8.8%)	(11.5%)	(15.4%)	(17.9%)	(0.5%)	(0.2%)	(0.0%)

第4表 勧奨退職者の年齢（令和4年度離職者）

（単位：人，％）

区 分		勧奨 退職者数 合計	40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳以上 65歳未満	65歳以上
一般行政職	都道府県	797		32	48	43	41	38	47	67	67	104	130	179	1		
	指定都市	142			12	7	2	3	6	16	20	14	26	36			
	市・特別区	1,219	1	78	75	84	77	73	102	123	91	145	167	193	8	2	
	町村	247	1	13	11	15	15	16	10	15	25	39	41	44	2		
	一部事務組合等	20		1	1	2	1		2	3	2	2	2	4			
	計	2,425	2	124	147	151	136	130	167	224	205	304	366	456	11	2	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.1%)	(5.1%)	(6.1%)	(6.2%)	(5.6%)	(5.4%)	(6.9%)	(9.2%)	(8.5%)	(12.5%)	(15.1%)	(18.8%)	(0.5%)	(0.1%)	(0.0%)
税務職	都道府県	50		1	6	3	4	3	6	4	3	1	11	8			
	指定都市	15			2	1	2		2	1		1	4	2			
	市・特別区	36		2	3	4	1	4		6	3	3	5	5			
	町村	9		1		1	3			1			1	2			
	一部事務組合等																
	計	110	0	4	11	9	10	7	8	12	6	5	21	17	0	0	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.0%)	(3.6%)	(10.0%)	(8.2%)	(9.1%)	(6.4%)	(7.3%)	(10.9%)	(5.5%)	(4.5%)	(19.1%)	(15.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
海事職	都道府県	3					1			1		1					
	指定都市																
	市・特別区																
	町村	1											1				
	一部事務組合等																
	計	4	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(25.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(25.0%)	(0.0%)	(25.0%)	(25.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
研究職	都道府県	20			1		2		1	5	1	2	3	5			
	指定都市																
	市・特別区																
	町村																
	一部事務組合等																
	計	20	0	0	1	0	2	0	1	5	1	2	3	5	0	0	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(5.0%)	(0.0%)	(10.0%)	(0.0%)	(5.0%)	(25.0%)	(5.0%)	(10.0%)	(15.0%)	(25.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
医療職	都道府県	111	1	3	5	5	5	7	6	11	9	17	11	25		5	1
	指定都市	34			1			2	3	6	4	1	9	6		2	
	市・特別区	140		14	5	2	8	7	13	15	16	18	18	22		2	
	町村	23	2	2	2		2		2	3	2	2	4	2			
	一部事務組合等	11					1		1	3			4	1		1	
	計	319	3	19	13	7	16	16	25	38	31	38	46	56	0	10	1
	（構成比）	(100.0%)	(0.9%)	(6.0%)	(4.1%)	(2.2%)	(5.0%)	(5.0%)	(7.8%)	(11.9%)	(9.7%)	(11.9%)	(14.4%)	(17.6%)	(0.0%)	(3.1%)	(0.3%)
福祉職	都道府県	43					2	2	5	3	4	8	7	12			
	指定都市	27			1	2	4	1	4	4	4	3	3	1			
	市・特別区	255	5	9	22	15	10	18	11	27	23	31	41	43			
	町村	17		1	2	1	3	2				1	4	3			
	一部事務組合等	4				1						2		1			
	計	346	5	10	25	18	20	23	20	34	31	45	55	60	0	0	0
	（構成比）	(100.0%)	(1.4%)	(2.9%)	(7.2%)	(5.2%)	(5.8%)	(6.6%)	(5.8%)	(9.8%)	(9.0%)	(13.0%)	(15.9%)	(17.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
消防職	都道府県	62		1	2	5	2	4	5	3	3	3	6	22	6		
	指定都市	14			1	1	2	3		2		2	1	2			
	市・特別区	84	1	8	5	2	5	1	4	8	8	9	16	15	2		
	町村	7		1		1	2					2		1			
	一部事務組合等	70	1	12	4	3	3	6	2	5	4	9	8	13			
	計	237	2	22	12	12	14	14	11	18	15	25	31	53	8	0	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.8%)	(9.3%)	(5.1%)	(5.1%)	(5.9%)	(5.9%)	(4.6%)	(7.6%)	(6.3%)	(10.5%)	(13.1%)	(22.4%)	(3.4%)	(0.0%)	(0.0%)
企業職	都道府県	266		9	14	13	16	20	20	31	25	27	39	45	1	6	
	指定都市	48				2	4	5	4	5	6	5	10	6	1		
	市・特別区	136	1	12	8	7	9	14	6	13	10	17	22	16		1	
	町村	10			1	1		2	1	1	1	2		1			
	一部事務組合等	20			2		3		1	1	1	1	4	6		1	
	計	480	1	21	25	23	32	41	32	51	43	52	75	74	2	8	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.2%)	(4.4%)	(5.2%)	(4.8%)	(6.7%)	(8.5%)	(6.7%)	(10.6%)	(9.0%)	(10.8%)	(15.6%)	(15.4%)	(0.4%)	(1.7%)	(0.0%)
技能労務職	都道府県	25			1	1		1	2	2	1	2	2	7	2	4	
	指定都市	19			2		3	1	2	2		3	2	4			
	市・特別区	99		2	1	6	7	3	5	14	4	12	21	19	2	3	
	町村	9	1					1		1		2	1	2		1	
	一部事務組合等	7				1				1	1	1	3				
	計	159	1	2	4	8	10	6	9	20	6	19	27	35	4	8	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.6%)	(1.3%)	(2.5%)	(5.0%)	(6.3%)	(3.8%)	(5.7%)	(12.6%)	(3.8%)	(11.9%)	(17.0%)	(22.0%)	(2.5%)	(5.0%)	(0.0%)
教育職	都道府県	2,319		43	74	60	66	83	131	180	238	292	480	653	18	1	
	指定都市	140			4	2	1	3	4	12	10	25	32	47			
	市・特別区	19	1	1	2	1		2	2	2	1	2		4		1	
	町村	6			2				2	1			1				
	一部事務組合等																
	計	2,484	1	44	82	63	67	88	139	195	249	319	513	704	18	2	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.0%)	(1.8%)	(3.3%)	(2.5%)	(2.7%)	(3.5%)	(5.6%)	(7.9%)	(10.0%)	(12.8%)	(20.7%)	(28.3%)	(0.7%)	(0.1%)	(0.0%)
警察職	都道府県	397	1	4	10	9	7	9	10	23	20	47	81	139	37		
	指定都市																
	市・特別区																
	町村																
	一部事務組合等																
	計	397	1	4	10	9	7	9	10	23	20	47	81	139	37	0	0
	（構成比）	(100.0%)	(0.3%)	(1.0%)	(2.5%)	(2.3%)	(1.8%)	(2.3%)	(2.5%)	(5.8%)	(5.0%)	(11.8%)	(20.4%)	(35.0%)	(9.3%)	(0.0%)	(0.0%)
合計	都道府県	4,093	2	93	161	139	146	167	233	330	371	504	770	1,095	65	16	1
	指定都市	439			23	15	18	18	25	48	44	54	87	104	1	2	
	市・特別区	1,988	9	126	121	121	117	122	143	208	156	237	290	317	12	9	
	町村	329	4	18	18	19	25	21	15	22	28	48	53	55	2	1	
	一部事務組合等	132	1	13	7	6	9	6	6	13	8	14	19	28		2	
	計	6,981	16	250	330	300	315	334	422	621	607	857	1,219	1,599	80	30	1
	（構成比）	(100.0%)	(0.2%)	(3.6%)	(4.7%)	(4.3%)	(4.5%)	(4.8%)	(6.0%)	(8.9%)	(8.7%)	(12.3%)	(17.5%)	(22.9%)	(1.1%)	(0.4%)	(0.0%)

第5表 普通退職者（在職期間の通算

区 分		普通退職者数 合計	25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 42歳未満	42歳以上 44歳未満	44歳以上 46歳未満	46歳以上 48歳未満	48歳以上 50歳未満
一 般 行 政 職	都道府県	3,087	362	836	655	375	101	97	82	68	101
	指定都市	1,151	114	268	231	179	36	52	36	29	39
	市・特別区	5,940	488	1,374	1,149	876	235	222	176	181	191
	町村	2,101	280	468	378	273	80	62	57	65	76
	一部事務組合等	222	17	37	27	30	11	6	6	9	8
	計 (構成比)	12,501 (100.0%)	1,261 (10.1%)	2,983 (23.9%)	2,440 (19.5%)	1,733 (13.9%)	463 (3.7%)	439 (3.5%)	357 (2.9%)	352 (2.8%)	415 (3.3%)
税 務 職	都道府県	107	12	32	16	9	4	3	1	2	1
	指定都市	58	6	10	9	6	3	1	4	3	3
	市・特別区	286	45	77	66	43	7	6	2	2	6
	町村	76	11	15	16	15	3	2	4		
	一部事務組合等	1									1
	計 (構成比)	528 (100.0%)	74 (14.0%)	134 (25.4%)	107 (20.3%)	73 (13.8%)	17 (3.2%)	12 (2.3%)	11 (2.1%)	7 (1.3%)	11 (2.1%)
海 事 職	都道府県	26	5	5	3	2	2		2	1	
	指定都市										
	市・特別区	1					1				
	町村	5			2	1					1
	一部事務組合等										
	計 (構成比)	32 (100.0%)	5 (15.6%)	5 (15.6%)	5 (15.6%)	3 (9.4%)	3 (9.4%)	0 (0.0%)	2 (6.3%)	1 (3.1%)	1 (3.1%)
研 究 職	都道府県	121	1	25	26	26	6	3	7	7	1
	指定都市	1									
	市・特別区										
	町村										
	一部事務組合等										
	計 (構成比)	122 (100.0%)	1 (0.8%)	25 (20.5%)	26 (21.3%)	26 (21.3%)	6 (4.9%)	3 (2.5%)	7 (5.7%)	7 (5.7%)	1 (0.8%)
医 療 職	都道府県	966	61	199	256	182	39	44	28	28	20
	指定都市	407	31	132	72	50	16	20	21	8	12
	市・特別区	3,455	332	955	802	515	139	157	112	79	70
	町村	517	22	107	99	63	25	23	21	22	29
	一部事務組合等	1,069	76	279	224	123	46	50	42	31	44
	計 (構成比)	6,414 (100.0%)	522 (8.1%)	1,672 (26.1%)	1,453 (22.7%)	933 (14.5%)	265 (4.1%)	294 (4.6%)	224 (3.5%)	168 (2.6%)	175 (2.7%)
福 祉 職	都道府県	153	19	46	29	19	6	9	1	5	4
	指定都市	294	28	88	54	42	13	17	9	5	13
	市・特別区	1,870	201	580	409	294	68	60	49	37	46
	町村	421	74	118	59	72	15	10	7	14	8
	一部事務組合等	46	2	7	7	7	3	3	3	3	1
	計 (構成比)	2,784 (100.0%)	324 (11.6%)	839 (30.1%)	558 (20.0%)	434 (15.6%)	105 (3.8%)	99 (3.6%)	69 (2.5%)	64 (2.3%)	72 (2.6%)
消 防 職	都道府県	241	69	81	42	19	8	1	5	4	5
	指定都市	283	69	103	44	30	2	4	2	2	5
	市・特別区	648	156	194	98	69	15	7	12	15	17
	町村	52	16	14	3	7	1		3		
	一部事務組合等	617	182	190	84	60	14	9	5	11	14
	計 (構成比)	1,841 (100.0%)	492 (26.7%)	582 (31.6%)	271 (14.7%)	185 (10.0%)	40 (2.2%)	21 (1.1%)	27 (1.5%)	32 (1.7%)	41 (2.2%)
企 業 職	都道府県	2,372	255	614	528	392	120	98	87	62	63
	指定都市	824	123	193	162	116	38	33	28	26	25
	市・特別区	3,926	405	1,107	880	557	158	130	114	94	97
	町村	174	15	32	31	19	4	11	9	9	7
	一部事務組合等	941	108	255	215	150	41	29	13	20	23
	計 (構成比)	8,237 (100.0%)	906 (11.0%)	2,201 (26.7%)	1,816 (22.0%)	1,234 (15.0%)	361 (4.4%)	301 (3.7%)	251 (3.0%)	211 (2.6%)	215 (2.6%)
技 能 労 務 職	都道府県	58	6	9	3	2	1	1		2	2
	指定都市	126	11	22	15	17	2	5	5	5	9
	市・特別区	254	13	13	19	16	8	8	13	3	19
	町村	41	2	2	6	7	6	1	2	1	2
	一部事務組合等	30	5	4	3	1	1	1			
	計 (構成比)	509 (100.0%)	37 (7.3%)	50 (9.8%)	46 (9.0%)	43 (8.4%)	18 (3.5%)	16 (3.1%)	20 (3.9%)	11 (2.2%)	32 (6.3%)
教 育 職	都道府県	7,557	781	2,324	1,417	1,044	312	277	206	158	177
	指定都市	1,873	153	553	345	284	98	64	62	39	32
	市・特別区	409	28	89	55	62	20	27	22	12	18
	町村	82	13	22	12	13	2	2	3	2	2
	一部事務組合等	8				3		1	1		
	計 (構成比)	9,929 (100.0%)	975 (9.8%)	2,988 (30.1%)	1,829 (18.4%)	1,406 (14.2%)	432 (4.4%)	371 (3.7%)	294 (3.0%)	211 (2.1%)	229 (2.3%)
警 察 職	都道府県	3,206	1,449	706	334	206	59	69	49	43	44
	指定都市										
	市・特別区										
	町村										
	一部事務組合等										
	計 (構成比)	3,206 (100.0%)	1,449 (45.2%)	706 (22.0%)	334 (10.4%)	206 (6.4%)	59 (1.8%)	69 (2.2%)	49 (1.5%)	43 (1.3%)	44 (1.4%)
合 計	都道府県	17,894	3,020	4,877	3,309	2,276	658	602	468	380	418
	指定都市	5,017	535	1,369	932	724	208	196	167	117	138
	市・特別区	16,789	1,668	4,389	3,478	2,432	651	617	500	423	464
	町村	3,469	433	778	606	470	136	111	106	113	125
	一部事務組合等	2,934	390	772	560	374	116	99	70	74	91
	計 (構成比)	46,103 (100.0%)	6,046 (13.1%)	12,185 (26.4%)	8,885 (19.3%)	6,276 (13.6%)	1,769 (3.8%)	1,625 (3.5%)	1,311 (2.8%)	1,107 (2.4%)	1,236 (2.7%)

を伴う退職者等を除く）の年齢（令和４年度離職者）

（単位：人，％）

50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳以上 65歳未満	65歳以上
43	29	23	29	46	34	30	32	55	39	28	19	3
17	13	11	12	8	16	9	14	26	23	9	7	2
86	96	88	79	87	105	79	84	97	121	33	69	24
29	26	28	23	15	23	24	32	47	42	16	41	16
5	4	7	3	4	9	6	4	7	3	1	10	8
180 (1.4%)	168 (1.3%)	157 (1.3%)	146 (1.2%)	160 (1.3%)	187 (1.5%)	148 (1.2%)	166 (1.3%)	232 (1.9%)	228 (1.8%)	87 (0.7%)	146 (1.2%)	53 (0.4%)
1		2	2	4	5	3	3	4	2	1		
1		2			1	2	1		3		3	
1	4	2	4	4	2	4	4		4	1		2
2		1	2	1				2		1	1	
5 (0.9%)	4 (0.8%)	7 (1.3%)	8 (1.5%)	9 (1.7%)	8 (1.5%)	9 (1.7%)	8 (1.5%)	6 (1.1%)	9 (1.7%)	3 (0.6%)	4 (0.8%)	2 (0.4%)
	1	2	1				1	1				
1												
1 (3.1%)	1 (3.1%)	2 (6.3%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.1%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
		1		3	2	2	4	2	1	2	1	1
				1								
0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	4 (3.3%)	2 (1.6%)	2 (1.6%)	4 (3.3%)	2 (1.6%)	1 (0.8%)	2 (1.6%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)
17	11	7	15	10	10	6	8	13	4	1	6	1
4	3	5	5	2	4	3	5	3	7		4	
26	32	28	26	25	35	18	14	17	22	11	26	14
10	14	7	12	12	6	6	5	9	7	5	10	3
15	13	10	6	15	15	14	7	12	9	4	21	13
72 (1.1%)	73 (1.1%)	57 (0.9%)	64 (1.0%)	64 (1.0%)	70 (1.1%)	47 (0.7%)	39 (0.6%)	54 (0.8%)	49 (0.8%)	21 (0.3%)	67 (1.0%)	31 (0.5%)
2	2	1	2	2	1		1	2	2			
3	1	2	2	4	1	1	1	3	6		1	
15	10	15	8	8	9	7	14	13	13	2	12	
8	8	2	2	6	4	4		2	4	1	2	1
2	1		1		1		1	1		1		2
30 (1.1%)	22 (0.8%)	20 (0.7%)	15 (0.5%)	20 (0.7%)	16 (0.6%)	12 (0.4%)	17 (0.6%)	21 (0.8%)	25 (0.9%)	4 (0.1%)	15 (0.5%)	3 (0.1%)
2			1		2		1		1			
4	1	2		1	2		2	3	3		1	2
7	4	5	4	6	5	3	7	6	12	2	2	2
		1			2		1	1	3			
2	5	6	1	5	3	4	5	4	8	4		1
15 (0.8%)	10 (0.5%)	14 (0.8%)	6 (0.3%)	12 (0.7%)	12 (0.7%)	9 (0.5%)	15 (0.8%)	15 (0.8%)	26 (1.4%)	8 (0.4%)	3 (0.2%)	5 (0.3%)
25	11	12	13	16	15	8	13	9	15	6	10	
4	8	8	4	6	9	3	9	7	14	4	4	
48	30	33	43	24	35	29	30	29	31	10	33	9
4	4	2	2	4	2	1	2	7	3	1	4	1
10	12	3	8	9	8	5	5	5	7	1	12	2
91 (1.1%)	65 (0.8%)	58 (0.7%)	70 (0.8%)	59 (0.7%)	69 (0.8%)	46 (0.6%)	59 (0.7%)	57 (0.7%)	70 (0.8%)	22 (0.3%)	63 (0.8%)	12 (0.1%)
2	1	4	2	1			4	2	4	3	9	
3	3		4	3	3	1	1	4	7	2	3	1
6	8	11	11	10	7	12	14	20	20	5	10	8
1	2	1		1	1	2		1	3			
1	1	1	2	1	1	1		1		2	2	2
13 (2.6%)	15 (2.9%)	17 (3.3%)	19 (3.7%)	16 (3.1%)	12 (2.4%)	16 (3.1%)	19 (3.7%)	28 (5.5%)	34 (6.7%)	12 (2.4%)	24 (4.7%)	11 (2.2%)
47	61	67	64	66	74	71	78	127	164	20	18	4
13	14	13	13	13	29	15	25	37	47	11	13	
15	4	5	7	5	8	3	11	7	3		7	1
2	1	1		2	2		1		2			
			1					1	1			
77 (0.8%)	80 (0.8%)	86 (0.9%)	85 (0.9%)	86 (0.9%)	113 (1.1%)	89 (0.9%)	115 (1.2%)	172 (1.7%)	217 (2.2%)	31 (0.3%)	38 (0.4%)	5 (0.1%)
17	15	18	14	11	18	17	29	40	37	29	1	1
17 (0.5%)	15 (0.5%)	18 (0.6%)	14 (0.4%)	11 (0.3%)	18 (0.6%)	17 (0.5%)	29 (0.9%)	40 (1.2%)	37 (1.2%)	29 (0.9%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)
156	131	137	143	159	159	139	173	256	268	91	64	10
49	43	43	40	38	65	34	58	83	110	27	36	5
204	188	187	182	169	206	155	178	189	226	64	159	60
57	55	43	41	41	40	37	41	69	64	24	58	21
35	36	27	22	34	37	30	22	31	28	13	45	28
501 (1.1%)	453 (1.0%)	437 (0.9%)	428 (0.9%)	441 (1.0%)	507 (1.1%)	395 (0.9%)	472 (1.0%)	628 (1.4%)	696 (1.5%)	219 (0.5%)	362 (0.8%)	124 (0.3%)

第6表 早期退職募集制度の実施状況等（令和4年度離職者）

（単位：団体）

区 分	全団体数	早期退職募集制度 を行っている団体数	早期退職募集制度を実施した理由（複数回答可）	
			職員の年齢別構成の 適正化を図るため	職制の改廃又は勤務公署の 移転を円滑に実施するため
都道府県	47	14	12	2
指定都市	20	10	10	1
市・特別区	795	228	227	6
町村	926	130	127	7
一部事務組合等	1,485	40	37	4
計	3,273	422	413	20

※任命権者により基準等が異なる場合は、首長部局における基準等で回答。

第7表 勧奨退職の実施状況等（令和4年度離職者）

（単位：団体）

区 分	全団体数	勧奨退職を 行っている団体数	勧奨退職の基準（複数回答可）		
			年齢	勤続年数	役職
都道府県	47	32	30	24	1
指定都市	20	7	6	4	1
市・特別区	795	351	327	294	7
町村	926	201	187	158	4
一部事務組合等	1,485	81	73	63	6
計	3,273	672	623	543	19

※任命権者により基準等が異なる場合は、首長部局における基準等で回答。

第 1 調査結果（全体）

（2）令和 3 年度離職者の再就職状況

- 第 8 表 定年退職者の再就職状況
- 第 9 表 勧奨退職者の再就職状況

第8表 定年退職者の

区 分		定年退職者 (a)	再 就 職 者 数 合 計 (b)	(a) の う ち						
				小 計	(b) の う ち 当 該 団 体 に 再 就 職 し た 者					小 計
					法第28条の4	法第28条の5	法第3条第3項 第3号	法第22条の3 第1項・4項	その他	
一 般 行 政 職	都道府県	7,018	5,538	3,564	2,685	691	30	21	137	1,974
	指定都市	2,298	1,862	1,419	767	630	1	3	18	443
	市・特別区	8,123	6,387	5,562	3,030	2,180	30	19	303	825
	町村	1,906	1,313	1,144	571	407	21	11	134	169
	一部事務組合等	259	195	160	117	22	1		20	35
	計 (構成比)	19,604 (100.0%)	15,295 (78.0%)	11,849 (60.4%)	7,170 (36.6%)	3,930 (20.0%)	83 (0.4%)	54 (0.3%)	612 (3.1%)	3,446 (17.6%)
税 務 職	都道府県	406	322	276	224	51			1	46
	指定都市	121	83	69	39	29			1	14
	市・特別区	210	171	156	85	67			4	15
	町村	39	27	23	13	9			1	4
	一部事務組合等									
	計 (構成比)	776 (100.0%)	603 (77.7%)	524 (67.5%)	361 (46.5%)	156 (20.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (0.9%)	79 (10.2%)
海 事 職	都道府県	32	13	12	11				1	1
	指定都市	6	6	6	6					
	市・特別区	1	1	1	1					
	町村	4	2	2	1				1	
	一部事務組合等									
	計 (構成比)	43 (100.0%)	22 (51.2%)	21 (48.8%)	19 (44.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (4.7%)	1 (2.3%)
研 究 職	都道府県	315	246	168	126	36	2		4	78
	指定都市	10	8	7	6	1				1
	市・特別区	1	1	1	1					
	町村									
	一部事務組合等									
	計 (構成比)	326 (100.0%)	255 (78.2%)	176 (54.0%)	133 (40.8%)	37 (11.3%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	4 (1.2%)	79 (24.2%)
医 療 職	都道府県	660	460	373	223	91	7	1	51	87
	指定都市	228	146	121	66	49	1		5	25
	市・特別区	885	587	549	312	149	3	8	77	38
	町村	229	152	135	78	26	1	6	24	17
	一部事務組合等	180	133	129	58	31		4	36	4
	計 (構成比)	2,182 (100.0%)	1,478 (67.7%)	1,307 (59.9%)	737 (33.8%)	346 (15.9%)	12 (0.5%)	19 (0.9%)	193 (8.8%)	171 (7.8%)
福 祉 職	都道府県	125	94	85	65	15	1		4	9
	指定都市	227	118	107	38	64		1	4	11
	市・特別区	1,121	742	733	343	346	2	3	39	9
	町村	154	92	87	46	23		1	17	5
	一部事務組合等	25	16	16	7	1	2		6	
	計 (構成比)	1,652 (100.0%)	1,062 (64.3%)	1,028 (62.2%)	499 (30.2%)	449 (27.2%)	5 (0.3%)	5 (0.3%)	70 (4.2%)	34 (2.1%)
消 防 職	都道府県	262	241	128	75	3			50	113
	指定都市	647	537	389	223	149			17	148
	市・特別区	1,053	749	678	269	368	9	2	30	71
	町村	57	37	29	13	13			3	8
	一部事務組合等	756	530	372	105	252	2	1	12	158
	計 (構成比)	2,775 (100.0%)	2,094 (75.5%)	1,596 (57.5%)	685 (24.7%)	785 (28.3%)	11 (0.4%)	3 (0.1%)	112 (4.0%)	498 (17.9%)
企 業 職	都道府県	1,048	803	638	458	139	2		39	165
	指定都市	697	610	549	423	107			19	61
	市・特別区	1,255	854	795	461	253	11	1	69	59
	町村	92	64	59	28	16			15	5
	一部事務組合等	249	157	146	78	32	11		25	11
	計 (構成比)	3,341 (100.0%)	2,488 (74.5%)	2,187 (65.5%)	1,448 (43.3%)	547 (16.4%)	24 (0.7%)	1 (0.0%)	167 (5.0%)	301 (9.0%)
技 能 労 務 職	都道府県	543	441	433	352	52		2	27	8
	指定都市	989	737	727	538	158	1	4	26	10
	市・特別区	2,176	1,723	1,712	1,123	513		6	70	11
	町村	235	177	172	90	60	2		20	5
	一部事務組合等	87	71	69	53	7			9	2
	計 (構成比)	4,030 (100.0%)	3,149 (78.1%)	3,113 (77.2%)	2,156 (53.5%)	790 (19.6%)	3 (0.1%)	12 (0.3%)	152 (3.8%)	36 (0.9%)
教 育 職	都道府県	23,692	15,880	14,520	10,938	2,150	502	540	390	1,360
	指定都市	3,296	2,358	2,110	1,577	370	45	39	79	248
	市・特別区	228	143	133	76	43	3		11	10
	町村	36	24	24	12	6			6	
	一部事務組合等	5	2							2
	計 (構成比)	27,257 (100.0%)	18,407 (67.5%)	16,787 (61.6%)	12,603 (46.2%)	2,569 (9.4%)	550 (2.0%)	579 (2.1%)	486 (1.8%)	1,620 (5.9%)
警 察 職	都道府県	4,871	4,109	1,909	869	152	172	9	707	2,200
	指定都市									
	市・特別区									
	町村									
	一部事務組合等									
	計 (構成比)	4,871 (100.0%)	4,109 (84.4%)	1,909 (39.2%)	869 (17.8%)	152 (3.1%)	172 (3.5%)	9 (0.2%)	707 (14.5%)	2,200 (45.2%)
合 計	都道府県	38,972	28,147	22,106	16,026	3,380	716	573	1,411	6,041
	指定都市	8,519	6,465	5,504	3,683	1,557	48	47	169	961
	市・特別区	15,053	11,358	10,320	5,701	3,919	58	39	603	1,038
	町村	2,752	1,888	1,675	852	560	24	18	221	213
	一部事務組合等	1,561	1,104	892	418	345	16	5	108	212
	計 (構成比)	66,857 (100.0%)	48,962 (73.2%)	40,497 (60.6%)	26,680 (39.9%)	9,761 (14.6%)	862 (1.3%)	682 (1.0%)	2,512 (3.8%)	8,465 (12.7%)

再就職状況（令和3年度離職者）

(単位：人、%)

再就職先を知り得た者										再就職しない者 又は不明である者
(b)のうち当該団体以外に再就職した者										
他の地方公共 団体	うち法第28条 の6	地方独立 行政法人	うち特定地方独立 行政法人	地方三公社	非営利法人	うち出資あり	営利法人	うち出資あり	自営業	
83	5	28		68	1,199	487	587	58	9	1,480
6		5		12	309	144	110	49	1	436
49	12	7		10	561	191	175	46	23	1,736
31	8			1	74	7	50	9	13	593
10	3	1			5	2	19	8		64
179 (0.9%)	28 (0.1%)	41 (0.2%)	0 (0.0%)	91 (0.5%)	2,148 (11.0%)	831 (4.2%)	941 (4.8%)	170 (0.9%)	46 (0.2%)	4,309 (22.0%)
1		1		3	37	13	4			84
		1			12	2	1	1		38
					14	6	1	1		39
1		1			1		1			12
2 (0.3%)	0 (0.0%)	3 (0.4%)	0 (0.0%)	3 (0.4%)	64 (8.2%)	21 (2.7%)	7 (0.9%)	2 (0.3%)	0 (0.0%)	173 (22.3%)
1										19
										2
1 (2.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	21 (48.8%)
2					62	20	13		1	69
					1	1				2
2 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	63 (19.3%)	21 (6.4%)	13 (4.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	71 (21.8%)
8		1	1		58	9	20			200
2					14	3	9	2		82
2					20	2	15		1	298
11					2		2		2	77
1		1					2			47
24 (1.1%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	94 (4.3%)	14 (0.6%)	48 (2.2%)	2 (0.1%)	3 (0.1%)	704 (32.3%)
2					6	3	1			31
2					7		2			109
1					6	1	2			379
1					3	1			1	62
										9
6 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (1.3%)	5 (0.3%)	5 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	590 (35.7%)
22					60	38	31			21
16	15	2			40	10	89	1	1	110
5					36	12	26	1	4	304
4	4				1		3			20
67	23				36	1	42		13	226
114 (4.1%)	42 (1.5%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	173 (6.2%)	61 (2.2%)	191 (6.9%)	2 (0.1%)	18 (0.6%)	681 (24.5%)
6		3		1	92	27	63	27		245
				1	32	10	27	17	1	87
1					35	7	23			401
1					1		2		1	28
2					4		5	2		92
10 (0.3%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	164 (4.9%)	44 (1.3%)	120 (3.6%)	46 (1.4%)	2 (0.1%)	853 (25.5%)
2		1			5	1				102
					5	5	5	1		252
2					3	1	6	1		453
					2	2	2		1	58
					2					16
4 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (0.4%)	9 (0.2%)	13 (0.3%)	2 (0.0%)	1 (0.0%)	881 (21.9%)
823	70	20	2		368	11	135	2	14	7,812
5	2				104	53	27		112	938
2					2	1	6			85
										12
1					1					3
831 (3.0%)	72 (0.3%)	20 (0.1%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	475 (1.7%)	65 (0.2%)	168 (0.6%)	2 (0.0%)	126 (0.5%)	8,850 (32.5%)
488	3	14	1	1	687	4	1,009		1	762
488 (10.0%)	3 (0.1%)	14 (0.3%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	687 (14.1%)	4 (0.1%)	1,009 (20.7%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	762 (15.6%)
1,438	78	68	4	73	2,574	613	1,863	87	25	10,825
31	17	8		13	524	228	270	71	115	2,054
62	12	7		10	677	221	254	49	28	3,695
49	12	1		1	84	10	60	9	18	864
81	26	2			48	3	68	10	13	457
1,661 (2.5%)	145 (0.2%)	86 (0.1%)	4 (0.0%)	97 (0.1%)	3,907 (5.8%)	1,075 (1.6%)	2,515 (3.8%)	226 (0.3%)	199 (0.3%)	17,895 (26.8%)

第9表 勸奨退職者の

区 分		勸奨退職者 (a)	再 就 職 者 数 合 計 (b)	(a) の う ち						
				小 計	(b) の う ち 当 該 団 体 に 再 就 職 し た 者					小 計
					法第28条の4	法第28条の5	法第3条第3項 第3号	法第22条の3 第1項・4項	その他	
一 般 行 政 職	都道府県	853	196	23	1		2	1	19	173
	指定都市	150	9	5				2	3	4
	市・特別区	1,121	119	60		2	5	1	52	59
	町村	222	62	31		2	3	4	22	31
	一部事務組合等	14	5	1					1	4
	計 (構成比)	2,360 (100.0%)	391 (16.6%)	120 (5.1%)	1 (0.0%)	4 (0.2%)	10 (0.4%)	8 (0.3%)	97 (4.1%)	271 (11.5%)
	税 務 職	都道府県	49	4						
指定都市		14								
市・特別区		28	2	1				1		1
町村		5								
一部事務組合等										
計 (構成比)		96 (100.0%)	6 (6.3%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	5 (5.2%)
海 事 職		都道府県	4	1						
	指定都市									
	市・特別区									
	町村									
	一部事務組合等									
	計 (構成比)	4 (100.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)
	研 究 職	都道府県	18	2						
指定都市		1								
市・特別区										
町村										
一部事務組合等										
計 (構成比)		19 (100.0%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)
医 療 職	都道府県	141	25	5					5	20
	指定都市	26	1	1				1		
	市・特別区	124	13	8				2	6	5
	町村	24	7	4					4	3
	一部事務組合等	19	3	3					3	
	計 (構成比)	334 (100.0%)	49 (14.7%)	21 (6.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.9%)	18 (5.4%)	28 (8.4%)
福 祉 職	都道府県	28	10	1					1	9
	指定都市	13								
	市・特別区	202	16	14			6	1	7	2
	町村	14	4	3					3	1
	一部事務組合等	3	1							1
	計 (構成比)	260 (100.0%)	31 (11.9%)	18 (6.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (2.3%)	1 (0.4%)	11 (4.2%)	13 (5.0%)
消 防 職	都道府県	61	25	2					2	23
	指定都市	10	3							3
	市・特別区	67	2	1					1	1
	町村	8	2							2
	一部事務組合等	32	7							7
	計 (構成比)	178 (100.0%)	39 (21.9%)	3 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (1.7%)	36 (20.2%)
企 業 職	都道府県	233	51	17				10	7	34
	指定都市	53	14	13	6	6			1	1
	市・特別区	131	20	17					17	3
	町村	11	3	3					3	
	一部事務組合等	16	3	2					2	1
	計 (構成比)	444 (100.0%)	91 (20.5%)	52 (11.7%)	6 (1.4%)	6 (1.4%)	0 (0.0%)	10 (2.3%)	30 (6.8%)	39 (8.8%)
技 能 労 務 職	都道府県	31	1							1
	指定都市	22								
	市・特別区	121	10	10		1		1	8	
	町村	16	5	3				3		2
	一部事務組合等	3								
	計 (構成比)	193 (100.0%)	16 (8.3%)	13 (6.7%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	4 (2.1%)	8 (4.1%)	3 (1.6%)
教 育 職	都道府県	2,481	229	153		2	47	69	35	76
	指定都市	135	11	10				3	7	1
	市・特別区	16	3	3		1	2			
	町村	6	1	1					1	
	一部事務組合等									
	計 (構成比)	2,638 (100.0%)	244 (9.2%)	167 (6.3%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	49 (1.9%)	72 (2.7%)	43 (1.6%)	77 (2.9%)
警 察 職	都道府県	373	207	64	1		12		51	143
	指定都市									
	市・特別区									
	町村									
	一部事務組合等									
	計 (構成比)	373 (100.0%)	207 (55.5%)	64 (17.2%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	12 (3.2%)	0 (0.0%)	51 (13.7%)	143 (38.3%)
合 計	都道府県	4,272	751	265	2	2	61	80	120	486
	指定都市	424	38	29	6	6		6	11	9
	市・特別区	1,810	185	114		4	13	6	91	71
	町村	306	84	45		2	3	7	33	39
	一部事務組合等	87	19	6					6	13
	計 (構成比)	6,899 (100.0%)	1,077 (15.6%)	459 (6.7%)	8 (0.1%)	14 (0.2%)	77 (1.1%)	99 (1.4%)	261 (3.8%)	618 (9.0%)

再就職状況（令和3年度離職者）

(単位：人，％)

再 就 職 先 を 知 り 得 た 者										再就職しない者 又は不明である者
(b) のうち当該団体以外に再就職した者										
他の地方公共 団体	うち法第28条 の6	地方独立 行政法人	うち特定地方独立 行政法人	地方三公社	非営利法人	うち出資あり	営利法人	うち出資あり	自営業	
26		2			74	21	64	5	7	657
					2		2			141
6		2			9		28	2	14	1,002
3		1			6	1	7		14	160
							3		1	9
35 (1.5%)	0 (0.0%)	5 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	91 (3.9%)	22 (0.9%)	104 (4.4%)	7 (0.3%)	36 (1.5%)	1,969 (83.4%)
2					1		1			45
										14
									1	26
										5
2 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	90 (93.8%)
							1			3
0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (75.0%)
					1		1			16
										1
0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (89.5%)
					16	2	4			116
										25
2					1		1	1	1	111
1							1		1	17
										16
3 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (5.1%)	2 (0.6%)	6 (1.8%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	285 (85.3%)
7							2			18
										13
							2			186
							1			10
							1			2
7 (2.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (2.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	229 (88.1%)
3					6	2	14			36
					1		1		1	7
									1	65
									2	6
					1		5	1	1	25
3 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (4.5%)	2 (1.1%)	20 (11.2%)	1 (0.6%)	5 (2.8%)	139 (78.1%)
1		3	1		17	1	12	8	1	182
							1	1		39
					1		1		1	111
										8
					1					13
1 (0.2%)	0 (0.0%)	3 (0.7%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	19 (4.3%)	1 (0.2%)	14 (3.2%)	9 (2.0%)	2 (0.5%)	353 (79.5%)
									1	30
										22
										111
									2	11
										3
0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (1.6%)	177 (91.7%)
39	5	4			11		10		12	2,252
							1			124
										13
										5
39 (1.5%)	5 (0.2%)	4 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (0.4%)	0 (0.0%)	11 (0.4%)	0 (0.0%)	12 (0.5%)	2,394 (90.8%)
34					35		72		2	166
34 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	35 (9.4%)	0 (0.0%)	72 (19.3%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)	166 (44.5%)
112	5	9	1		161	26	181	13	23	3,521
					3		5	1	1	386
8		2			11		32	3	18	1,625
4		1			6	1	9		19	222
					2		9	1	2	68
124 (1.8%)	5 (0.1%)	12 (0.2%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	183 (2.7%)	27 (0.4%)	236 (3.4%)	18 (0.3%)	63 (0.9%)	5,822 (84.4%)

第2 調査結果（団体区分別）

（1）令和4年度離職者の事由別離職者数

- 第10表 【都道府県】事由別離職者数
- 第11表 【指定都市】事由別離職者数

第10表【都道府県】事由別離職者数（令和4年度離職者）

（単位：人）

	離職者数 合計	定年退職	勤務延長後 の退職	早期退職 募集制度 による退職	勧奨退職	普通退職	在職期間の満了を 伴う退職等	分限免職	懲戒免職	失 職	死亡退職
北海道	3,137	1,572	2	0	284	1,224	362	0	7	0	50
青森県	1,040	599	1	0	83	345	127	0	2	0	11
岩手県	1,358	688	5	0	147	511	78	0	4	0	8
宮城県	1,097	729	2	0	75	283	60	0	3	1	6
秋田県	885	598	0	0	66	209	91	0	0	0	12
山形県	941	607	0	0	101	221	32	0	0	0	12
福島県	1,223	823	1	0	57	319	40	0	5	0	19
茨城県	1,731	1,030	3	0	192	480	73	0	1	0	28
栃木県	1,183	733	1	126	0	307	79	0	3	0	14
群馬県	1,198	805	3	0	115	264	38	0	6	0	8
埼玉県	2,451	1,477	0	0	221	713	104	2	8	0	30
千葉県	3,064	1,629	0	0	195	1,198	350	1	11	0	30
東京都	13,482	3,585	1	0	505	9,273	6,624	0	24	3	92
神奈川県	2,310	1,311	1	0	184	777	160	1	6	0	31
新潟県	1,470	858	2	0	180	421	70	0	1	0	10
富山県	781	539	0	0	0	241	23	0	1	0	0
石川県	851	526	0	0	0	312	99	0	0	0	13
福井県	625	409	0	0	49	155	15	3	4	1	4
山梨県	690	441	1	0	74	165	30	0	4	0	6
長野県	1,378	909	1	85	0	371	75	0	4	0	9
岐阜県	1,207	718	0	0	82	391	55	0	1	0	15
静岡県	1,664	913	2	0	120	610	168	1	4	0	16
愛知県	2,717	1,510	3	0	210	964	181	0	4	2	27
三重県	1,049	658	2	150	0	230	51	0	3	0	8
滋賀県	909	498	0	107	0	296	80	0	2	0	6
京都府	1,225	781	90	0	11	422	58	0	2	0	9
大阪府	2,959	1,558	0	0	161	1,197	191	2	19	0	22
兵庫県	2,697	1,333	6	0	228	1,102	234	0	7	0	27
奈良県	708	404	0	0	86	205	57	0	1	0	12
和歌山県	738	453	2	1	70	204	44	0	5	0	5
鳥取県	653	336	3	60	2	244	63	1	3	1	6
島根県	752	390	0	0	87	266	17	0	3	0	6
岡山県	926	577	0	116	0	222	47	0	2	0	9
広島県	1,368	732	0	162	0	455	75	0	6	0	13
山口県	955	643	1	110	0	191	17	1	3	0	7
徳島県	755	405	0	112	0	225	82	0	3	0	10
香川県	727	437	0	0	58	220	12	2	1	0	9
愛媛県	1,156	686	2	0	125	334	52	0	0	0	11
高知県	847	474	1	0	81	289	68	0	0	0	3
福岡県	1,971	1,133	1	216	0	591	272	0	10	0	21
佐賀県	700	418	0	0	0	274	78	1	0	1	6
長崎県	1,000	668	0	0	139	191	22	0	1	0	1
熊本県	830	509	0	0	13	294	68	0	4	0	10
大分県	897	597	0	105	0	184	14	0	4	0	7
宮崎県	890	498	1	0	92	293	27	0	0	0	7
鹿児島県	1,098	721	0	1	0	359	26	0	2	0	15
沖縄県	1,056	453	0	57	0	532	91	2	2	0	10
計	73,349	38,371	138	1,408	4,093	28,574	10,680	17	186	9	691

第11表【指定都市】事由別離職者数（令和4年度離職者）

（単位：人）

	離職者数 合計	定年退職	勤務延長後 の退職	早期退職 募集制度 による退職	勧奨退職	普通退職	在職期間の通算を 伴う退職等	分限免職	懲戒免職	失 職	死亡退職
札幌市	1,064	602	0	79	0	363	42	0	6	0	14
仙台市	780	428	0	0	56	284	53	0	2	0	10
さいたま市	572	265	0	0	45	255	13	0	0	0	7
千葉市	484	220	0	28	0	226	27	0	1	1	8
横浜市	2,134	1,016	0	144	0	932	177	0	5	0	37
川崎市	860	392	1	0	85	368	2	0	4	2	9
相模原市	332	152	0	0	0	174	37	0	0	0	6
新潟市	563	299	0	0	0	250	40	0	3	0	11
静岡市	436	209	1	35	0	188	16	0	1	1	2
浜松市	394	224	0	34	0	130	36	1	2	0	3
名古屋市	1,479	906	1	0	88	457	25	4	3	1	20
京都市	880	527	0	0	88	246	54	0	3	0	16
大阪市	1,480	780	0	183	0	475	33	0	6	1	35
堺市	409	178	0	0	8	213	73	0	1	0	9
神戸市	931	517	2	0	0	402	0	3	1	0	8
岡山市	424	218	0	41	0	156	69	0	1	0	8
広島市	654	379	0	0	69	189	29	1	1	0	15
北九州市	580	395	0	26	0	150	25	0	2	0	7
福岡市	674	374	0	62	0	223	23	1	3	0	11
熊本市	535	336	0	60	0	129	19	0	5	1	4
計	15,665	8,417	5	692	439	5,810	793	10	50	7	240

第2 調査結果（団体区分別）

（2）令和3年度離職者の再就職状況

- 第12表 【都道府県】定年退職者の再就職状況
- 第13表 【指定都市】定年退職者の再就職状況
- 第14表 【都道府県】勧奨退職者の再就職状況
- 第15表 【指定都市】勧奨退職者の再就職状況

第13表【指定都市】定年退職者の再就職状況（令和3年度離職者）

（単位：人）

	定年退職者 (a)	再就職者数 合 計 (b)	(a) のうち 再就職先を知り得た者										再就職しない者 又は不明である者					
			(b) のうち当該団体に再就職した者				(b) のうち当該団体外に再就職した者											
			小 計	法第28条の4 法第22条の3 第3号	法第22条の3 第1項・4項	その他	小 計	他の地方公共 団体	うち法第28条 の6	地方独立 行政法人	特定地方独立 行政法人	地方三公社	非営利法人	営利法人				
														うち出稼あり	自営業			
																うち出稼あり	自営業	
札幌市	562	404	358	351	7	0	0	46	0	0	0	24	9	22	4	0	158	
仙台市	420	330	276	171	76	16	8	54	0	0	0	33	24	19	4	2	90	
さいたま市	273	209	196	95	101	0	0	13	0	0	0	8	1	5	0	0	64	
千葉市	238	186	146	100	32	4	0	40	0	0	0	31	27	9	3	0	52	
横浜市	1,006	652	428	404	6	0	1	224	15	14	1	0	75	13	21	1	112	354
川崎市	386	319	267	188	64	0	0	52	0	0	0	1	38	14	13	7	0	67
相模原市	125	91	80	45	35	0	0	11	0	0	0	0	8	5	3	0	34	
新潟市	314	211	205	87	102	0	2	6	0	0	0	0	6	4	0	0	103	
静岡市	265	203	161	94	43	0	0	42	0	0	1	0	34	16	6	0	62	
浜松市	231	193	178	66	110	0	0	15	0	0	0	0	14	5	1	0	38	
名古屋市	839	657	571	360	205	1	5	86	0	0	0	0	65	35	21	8	0	182
京都市	462	394	350	278	4	21	6	44	1	0	0	2	28	6	13	2	0	68
大阪市	852	696	547	450	64	0	0	149	12	0	1	0	42	1	90	24	0	156
堺市	170	143	126	96	26	0	4	17	1	1	1	0	11	5	4	1	0	27
神戸市	612	508	467	198	269	0	0	41	1	1	0	2	19	12	18	9	1	104
岡山市	227	183	179	50	129	0	0	4	0	0	0	0	3	0	1	0	0	44
広島市	422	293	229	126	95	5	1	64	0	0	0	0	52	43	12	0	0	129
北九州市	345	256	232	188	44	0	0	24	0	0	4	0	3	11	6	5	0	89
福岡市	408	282	269	227	17	1	20	13	0	0	0	0	8	5	5	3	0	126
熊本市	362	255	239	109	128	0	0	16	1	1	0	0	14	0	1	0	0	107
計	8,519	6,465	5,504	3,683	1,557	48	47	961	31	17	8	13	524	228	270	71	115	2,054

第14表 【都道府県】勤退職者の再就職状況（令和3年度離職者）

	勤退職者数 合計 (a)	(b) のうち当該団体に再就職した者 法第28条の4 法第28条の5 法第28条の6 法第28条の7 第1項・4項 その他										(c) のうち 再就職先を知り得た者				(d) のうち 当該団体に 再就職した者 地方公共 団体 行政法人 非営利法人 その他				再就職先 不明な者 又は不明である者	
		小 計		小 計		小 計		小 計		小 計		小 計		小 計		小 計		小 計		小 計	
		小 計		小 計		小 計		小 計		小 計		小 計		小 計		小 計		小 計		小 計	
		72	3	3	0	0	0	0	0	69	2	0	0	0	0	28	6	37	0	2	266
北海道	338	72	3	3	0	0	0	0	0	69	2	0	0	0	0	28	6	37	0	2	266
青森県	75	15	7	0	0	3	1	3	8	3	0	0	0	0	0	3	0	2	0	0	60
岩手県	117	16	8	0	0	0	8	0	8	0	1	0	1	1	0	6	0	0	0	0	101
宮城県	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88
秋田県	57	11	6	0	0	3	0	0	3	5	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	46
山形県	109	8	1	0	0	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0	101
福島県	111	20	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	3	0	0	15	10	2	0	0	91
茨城県	153	47	30	1	0	0	16	9	4	17	8	0	0	0	0	5	0	3	0	1	106
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	141	5	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0	0	2	0	1	0	0	136
埼玉県	233	33	6	0	0	0	0	0	6	27	7	0	0	0	0	16	1	4	4	0	200
千葉県	208	31	21	0	0	6	8	7	10	5	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3	177
東京都	558	158	74	0	0	0	42	32	84	13	0	0	0	0	0	18	3	52	1	1	400
神奈川県	196	16	4	0	0	0	0	0	4	12	2	0	0	0	0	3	0	7	0	1	180
新潟県	161	18	4	0	0	0	1	0	3	14	0	0	0	0	0	9	0	4	0	1	143
富山県	3	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
石川県	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	36	10	3	0	0	2	1	0	7	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	26
山梨県	55	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	80	25	9	0	0	4	2	3	16	3	0	1	0	0	0	3	0	8	0	1	55
静岡県	111	16	2	0	0	0	0	0	2	14	5	0	0	0	0	7	0	2	0	0	95
愛知県	172	39	17	0	0	0	15	0	2	22	10	0	1	0	0	6	0	4	0	1	133
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	18	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
大阪府	174	57	18	0	0	0	0	18	39	15	0	0	0	0	0	13	5	11	4	0	117
兵庫県	247	46	20	0	2	4	3	11	26	7	2	0	0	0	0	4	0	13	0	2	201
奈良県	90	6	0	0	0	0	0	0	6	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	84
和歌山県	61	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	60
鳥取県	16	16	3	1	0	2	0	0	0	13	3	0	0	0	0	8	0	2	0	0	0
島根県	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	82	18	13	0	0	0	1	12	5	1	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	64
愛媛県	116	28	8	0	0	0	1	7	20	2	0	3	0	0	0	4	0	4	0	7	88
高知県	78	14	3	0	0	2	1	0	11	7	3	0	0	0	0	0	0	3	0	1	64
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	127	15	1	0	0	0	0	1	14	1	0	0	0	0	0	0	0	11	7	2	112
熊本県	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85
大分県	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
宮崎県	98	3	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	95
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4,272	751	265	2	2	61	80	120	486	112	5	9	1	0	161	26	181	13	23	3,521	

(単位:人)

第15表 【指定都市】勤労退職者の再就職状況（令和3年度離職者）

（単位：人）

		再就職者数 合 計 (a)	(b) のうち当該団体に再就職した者										(a) のうち再就職先を知り得た者										再就職しない者 又は不明である者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			小 計		法第28条の4		法第28条の5		法第3条第3項 第3号		法第22条の3 第1項・4項		その他	小 計		他の地方公共 団体		法第28条 の6		地方独立 行政法人		55特定地方独立 行政法人		非営利法人		営利法人		うち出資あり	うち出資あり	自営業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
					法第28条の4	法第28条の5	法第3条第3項 第3号	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	その他	法第28条の4	法第28条の5				法第3条第3項 第3号	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項		法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項				法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項	法第22条の3 第1項・4項